

くらしの110番 「怪しい占い・靈感商法」の勧誘に注意!

【事例1】 スマホ閲覧中に占いサイトの「無料診断」に興味本位で個人情報を入力した。「運気を上げるメッセージ」のためポイントを購入し、総額で50万円支払った。退会を申し出ると「守護霊から大金が贈られるのに、今やめるとすべてが無駄になる」と引き留められた。

【事例2】 街中で「運命を鑑定します」と声を掛けられ了承すると、悩み事を指摘され、相手を信用した。「先祖の供養」を勧められ、会費や祈祷料、献金などで合計100万円支払った。生活が不安だが家族や友人に相談してはいけないと言われていた。

従来、消費者契約法では、靈感などによる知見を用いた告知による勧誘は契約取消の対象でしたが、消費者被害の深刻化に対応するため法改正が行われました。改正後は「消費者本人又は消費者の親族の生命や財産などに関して、そのままと今ある悪い事、将来起こる悪い事を回避できないと不安をおおったり、現在不安を抱いていることに乗じたりする勧誘」が対象となりました。

行使期間は契約締結から10年(改正前は5年)、被害を受けていたと気付いた時から3年(改正前は1年)の間、適用されます。

【消費者へのアドバイス】

- ①期待や不安をおおるような勧誘を受けても、不要ならば毅然と断りましょう。
- ②占い師や鑑定士になりすまして個人情報を聞き出す場合もあります。個人情報は気軽に相手に伝えず、支払いが発生するような場合は慎重になりましょう。
- ③困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

相続における各種手続きの手間を減らす方法

質問 先日親が亡くなりました。私が唯一の相続人として、預貯金の払い戻し、不動産の相続登記、保険金の受け取り、自動車の名義変更、相続税の申告などの各種相続手続きを行うことになりました。

しかし、手続きの際に、必要とされる戸籍(戸籍全部事項証明書)のたばを毎回各機関に提出しなくてはならないだけでなく、提出した戸籍の返還が終了後になることも多く同時並行的に手続きを進めるにはあらかじめ複数の戸籍を取り寄せなくてはならないようで、とても大変です。

回答 法定相続情報証明制度を利用してみてはいかがでしょうか。同制度は、相続人側が法務局に法定相続情報証明一覧図と戸籍などの必要な書類を提出して申し出ることによって、法務局から「法定相続情報一覧図の写し」が交付されます。戸籍のたばの代わりに、この「一覧図の写し」を各機関に提出すればよく、各種相続手続きにおける負担が軽減されます。

ただし、「一覧図の写し」はあくまで戸籍のたばの代わりにすぎませんから、戸籍以外の必要な書類は相続人側がそろえなくてはなりませんし、機関によっては「一覧図の写し」に対応していないところもあるようです。なお、「一覧図の写し」は預貯金の払い戻し手続きなどの具体的な利用目的に応じた必要な通数を交付してもらえます。

また、「法定相続情報一覧図」の交付の申し出および受け取りは郵送でも可能です。申し出に必要な書類とあわせて、詳しくは法務局へお問い合わせください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 西原将明(弁護士)


7月各種無料相談

☎996-2111

市外局番(048)をつけておかけください。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑩を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



⑤ 司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373

土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談
※7月6日(木)午前9時から電話予約

日7月20日(木) 午後1時~4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

⑥ DV相談 問子ども家庭支援課 ☎246

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑦ 女性相談 問子ども家庭支援課 ☎246

夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)

日毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑧ 人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎811

不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)

日7月13日(木) 午後1時~4時
場市民相談室

⑨ 心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

日7月5日(水)・19日(水) 午後1時~4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑩ 生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)

日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑪ こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

日7月3日(月) 午後1時~2時30分
場保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑫ 消費生活相談 問商工観光課 ☎336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑬ 内職相談 問商工観光課 ☎274

内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)

日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
場市民相談室

⑭ 若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

日7月5日(水)・19日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
場ゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

⑮ 教育相談 問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)

日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
場教育相談所(八條小学校西隣)

⑯ 家庭児童相談 問子ども家庭支援課 ☎472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
場家庭児童相談室

⑰ 子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談

日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑱ 休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330

市税・国民健康保険税の納付についての相談

日7月2日(日) 午前9時~午後4時
毎週木曜日 午後5時15分~7時
場納税課

〈広告欄〉

庭木1本から承ります! 生垣剪定(長さ1m×高さ2m)通常2,200円が半額の1,100円!(税込)※先着10名様

ガーデンエクスプレス 八潮店 ☎0120-61-4128

